

宮崎県新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業
に関するQ & A

Q 1 対象となる医療機関の範囲は。

- A 1 (1) 介護老人保険施設の配属医師が属する医療機関や、特別養護老人ホームの嘱託医（配置医師）が属する医療機関、有料老人ホームの協力医療機関など高齢者施設等からの要請に基づいて往診等を実施した医療機関
(2) 県からの要請に基づいて往診等を実施した医療機関

Q 2 補助の対象となる往診等とはどのような行為が想定されるか。

- A 2 施設内療養者の症状把握及び安定化のために行う往診、点滴、酸素投与、処方等の診療報酬や介護報酬に包含されるような診療行為などを指します。

Q 3 往診等を行うのは医師でなければならないか。

- A 3 経口治療薬の処方など、医師の範疇となる業務も往診等の対象となるため、医師による往診等の対応をお願いします。なお、往診等を実施するにあたり、他の医療機関から看護師等の派遣を受けた場合であっても、補助の対象は、医師が属する医療機関に限られます。

Q 4 オンラインでの診療等に使用する通信機器は医療機関が用意するのか。

- A 4 医療機関において機器を用意いただきますようお願いいたします。

Q 5 オンライン診療のための機器購入費は補助対象とならないのか。

- A 5 通信機器の購入費用は、補助対象外となります。

Q 6 高齢者施設等に入所する新型コロナウイルス感染症疑い患者に対する往診を行った場合は補助対象になるのか。

A 6 新型コロナウイルス感染症患者に対する往診等が対象であり、疑い患者への往診は対象となりません。なお、疑い患者の陽性が確認され、当該患者へ往診等を実施した場合は補助の対象となります。

Q 7 同日中に同じ患者に対して複数回の往診等を実施した場合の補助額は。

A 7 同日に複数回往診等を実施した場合でも、患者1名につき1日分のみが補助の対象となります。

Q 8 同日に複数の医療機関が同じ患者を往診等した場合の補助対象は。

A 8 同日に同一患者を複数の医療機関が往診等した場合でも、原則、患者1名につき1医療機関が補助の対象となります。

しかし、基礎疾患の増悪の兆候が見られ、往診等を実施している医療機関での対応が困難であり、他の医療機関が緊急的に往診等を実施しなければならない場合など、複数の医療機関で対応することが望ましいと県が判断した場合には、この限りではありません。

Q 9 初回の往診等に係る加算を医療機関Aが受けた後に、2日目以降の診察を医療機関Bが行った場合、医療機関Bも初日加算が受領できるか。

A 9 初回の往診等に係る加算は、患者1名につき1回のみの措置であるため、先に往診等を行った医療機関が加算を受領していた場合は、次に往診等を実施した医療機関は受領できません。なお、先に往診等を行った医療機関は、施設内療養者の容体等の情報を速やかに次に往診等を実施する医療機関へ引き継いでいただきますようお願いいたします。また、複数の医療機関が重複して補助金を受領することがないように、両医療機関ともに高齢者施設等へ往診等の実施状況の確認を行っていただきますようお願いいたします。